

文書館だより

第39号

徳島県立文書館

郡中制法

里長心得条目



明治3年(1870)9月、徳島藩は明治維新後の初の民政に関する成文法である、「郡中制法」などをまとめて刊行している。これらは、まず京都府で先行して印刷・刊行され、それを受けて明治新政府が2年6月4日の布告で諸府県に施行を命じた。表紙を飾る絵は「粟」の姿を印刷したもので、「阿波国」を示すシンボルとして描かれたものだろう。

目次			
郡中制法・里長心得条目	1	文書館の逸品資料の紹介	5
館長あいさつ	2	新赴任のあいさつ「アーカイブズ・カレッジ(短期コース)」に参加して	6
文書館歴史講演会の開催	3	古文書から「三通の質物証文」	7
公開史料の紹介「寺岡家文書」	4	コラム 文書館の展示解説	8

平成30年度 展示案内

第56回企画展

「明治150年
徳島の古文書で見る明治維新」

平成30年4月24日(火)～8月5日(日)

文書館所蔵の明治維新期の古文書にスポットを当てます。徳島の人々が直接感じて書き残した様々な歴史資料から、維新期の政治・社会・文化を読み解きます。

文書館の逸品展

「駅路寺 長谷寺の古文書」

平成30年8月7日(火)～10月28日(日)

旅人の宿となり、時には関所となった寺を駅路寺と言います。徳島の玄関口である鳴門・木津村の長谷寺も駅路寺に定められました。多彩な内容をもつ長谷寺の古文書をご紹介します。

文書館の逸品展 「山の産業」

平成30年10月30日(火)～

平成31年1月27日(日)

山は古来より多くの産業を育んできました。歴史資料を通して、阿波国で育まれた紙・蜂蜜・お茶・漆などの山の産業の成り立ちに迫ります。

第57回企画展

「新収蔵の古写真
—岩村家文書の写真資料を中心に—」

平成31年1月29日(火)～4月29日(月)

戦前の徳島は、整然とした城下町の街並みと、新しいモダンな建築が融合した都市でした。岩村家の写真を中心に、新しく収蔵した写真資料から、徳島の新しい一面を探っていきます。

「文政十二年 牟岐浦異国船漂着事件」の 新たななる展開

館長 徳野 隆



文政十二年十二月(グレゴリウス
暦では一八三〇年一月)、その少し前
に土佐沖を漂流していた異国船が日
和佐沖で発見され、徳島藩は海部郡
の海岸一带に総動員体制を布いて警
戒に当たった。牟岐沖に投錨した異
国船に対して海部郡代は速やかな出
帆を求めるも、これに応じなかった
ため威嚇砲撃を加えて追い払った。
以上が、徳島藩政史上最も有名な異
国船漂着事件の概要である。この事
件に関しては県内にいくつかの同時
代史料が残されているが、当館収蔵
の「異国船舶来話并図」(篠原家文
書)もその一つである。これは郡代
手代としてこの事件に遭遇し、上司
の命令で漁民に化けて異国船の偵察
に赴いた浜口巻太が、事件の翌年に
書き残した絵入りの覚書で、徳島の
古文書を読む会一班が史料集『文政
十二年十二月 異国船牟岐浦漂着一
巻』として翻刻・刊行している。

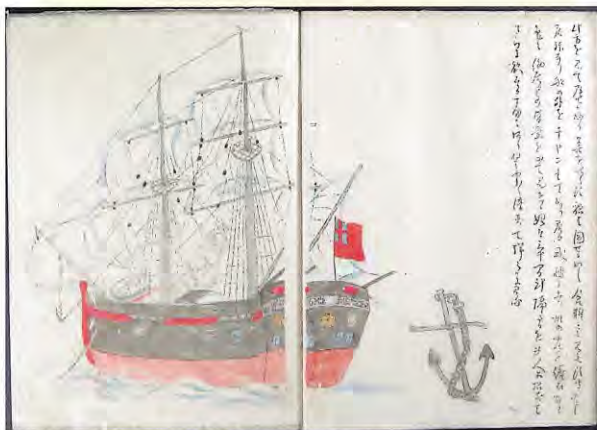
この異国船に関しては日和佐郡代

陣屋備え付けの「蛮国船印図」等に
より英国船籍の船であったことはわ
かっているが、それ以外の詳細な情
報は全く不明であった。当館のホー
ムページを通してこの漂着事件に関
心を持った兵庫県在住のニコラス・
ラッセル氏は、上記
史料集その他内外の
関係史料を博捜し、
当館職員等と意見交
換を重ねてきた。そ
の結果、この異国船
は一八二九年八月に
オーストラリア(当
時は英国領)のタス
マニア島で護送中の
囚人が強奪し、太平
洋各地で海賊行為を
働いていたキプロス
号ではないか、とい
う説を導き出した。
そうなると、この漂
着事件は日豪の(も

ちろん徳島とタスマニアの)フアー
ストコンタクトであった可能性も
でてくる。

このラッセル氏の説は各方面の注
目を集め、新聞各紙が報じた他、オー
ストラリア放送協会や英国のガー
ディアン紙などの海外メディアでも
大きく取り上げられた。また、この
一件に関心を持った駐大阪オースト
リア総領事デイビット・ローソン
氏が六月に、タスマニアを管轄する
駐メルボルン日本総領事松永一義氏
が十月に当館を訪問して関係史料を
閲覧するなど、大きな話題となった。
今回の発見は、それまで個々に展

開していた徳島の地域史研究の成果
と、オーストラリアにおける歴史研
究の成果が「ミート」したものであ
る。ラッセル氏以前にもタスマニア
の海賊との関係に注目していた研究
者はいたようである。しかし、ここ
まで日豪英等の各種史料を博捜し、
それをつなぎ合わせ得たのは、イン
ターネットを駆使するバイリンガル
の氏ならではののではないだろう
か。また、このような新発見に当館
の資料収集・公開活動が寄与できた
ことは当館にとっても大きな成果で
あるといえる。



漂着した異国船の図 (「異国船舶来話并図」より)



乗組員の図 (同)

文書館歴史講演会

豊臣秀吉の阿波侵攻と秀次

講師 藤田 恒春氏 (歴史研究者)

平成二十九年十一月十九日(日)、歴史研究者の藤田恒春氏を講師に招いて、文書館歴史講演会「豊臣秀吉の阿波侵攻と秀次」が県立二十一世紀館多目的活動室において開催された。ここに当日の藤田氏の講演概要を紹介する。

近年、三好氏の研究が進んでいるため、羽柴秀次についても注目されている。

永祿十一年(一五六八)、木下弥助と豊臣秀吉の実姉・ともとの間に生を受けた秀次は、羽柴秀次と名乗るまでに二度の養子縁組を経験している。どちらも確定的な年次は分かっていない。天正十年(一五八二)



の史料に「三好孫七郎」の名が見える。これが秀次のことで、阿波の三好康長(岩倉城主・長慶の叔父)の養子であった。しかし、三好孫七郎以前の幼名や生い立ちなどは全く不明である。秀吉は四国平定策のために秀次を養子として送り、三好氏との連携強化を図ったようだ。天正十二年(一五八四)六月には秀次が羽柴姓を名乗っていることから、三好氏との縁戚関係はこの頃解消されたようだ。これは、四国平定に関して三好氏の協力が不要になったためと思われる。

津城(板野郡)攻めを開始する。丈六寺に宛てた七月八日の書状に秀次の署名がある。五日に木津城は開城したため、一気に軍勢を南下させたと考えれば、秀次軍は木津城攻めの後、勝浦郡まで侵攻したのではないだろうか。

池田輝政の陣中見舞への返書には、七月十六日に脇城(美馬郡)攻略を開始したことが書かれている。しかし、多くの編纂史料からは、秀次軍が攻撃した城が脇城であったのか岩倉城であったのかがはっきりとしない。当該期の史料には岩倉城の名は見えず、秀次自身の書状にも岩倉城攻撃について書かれていないことは重要である。

秀吉は、阿波攻略での働きにより秀次に近江国内四十三万石を与えた。これにより、近江国八幡山に居城を置く秀吉一門大名が創出されたのである。安土城の至近距離にある要衝の地を秀次に与えたことになる。羽柴勢による阿波攻略は、結果として秀次には出世の糸口になったようだ。参陣した蜂須賀家政も阿波一国を与えられ、四国への羽柴勢配置に成功している。

徳島県立文書館に文書が収蔵されている武藤氏について簡単に触れておきたい。「成立書并系図」

によれば、武藤長門守は秀次の執権であったが、文祿四年(一五九五)の秀次事件^(※)の時に黒田氏に預けられたとある。秀次と武藤氏の関係についての史料はほとんどないが、天正二十年(一五九二)の朝鮮出兵の軍役を記録した史料に「御馬廻 武藤左京亮」「御後備 武藤長門守」の名が見える。親子揃って秀次守衛の馬廻役であったことがわかる。秀次事件に連座して処刑された女性の一人に「おさな 濃州武藤長門守息女」がいる。この事実は親の長門守や左京亮の去就に関わることである。秀次に仕えた池田輝政や山内一豊ら多くの者が秀次との関係を抹消する中、由緒書に「秀次の執権」と書き残したことに感心している。

武藤氏は蜂須賀氏に仕官できたことにより、秀次との関係を隠さずに済んだようにも思われる。



成立書并系図 (武藤家文書)

(※)秀次事件：秀次が謀反の罪に問われ切腹を命じられた事件。

公開史料の紹介

寺岡家文書

板東俘虜收容所 警備警察官出張所 関係史料

平成二十九年二月、寺岡健二郎氏（徳島市国府町）から直接、三冊の簿冊史料をご寄付いただいた。史料名は「大正六年 雑書編冊 甲」「大正七年 雑書編冊 甲」「板東俘虜收容所沿革史」の三冊である。「雑書編冊」は、板東俘虜收容所の前に置かれていた警備警察官出張所に配置された警察官が、板西警察署長寺岡彦太郎に宛てて提出した報告書綴りである。「沿革史」は寺岡彦太郎が大正八年の末頃、その沿革を簡潔にまとめたものである。

特に「雑書編冊」は、紙が薄い上に六百ページを越えるボリュームのある史料であることもあり、原本の閲覧ではなく画像データで公開することを目指し作業を始めた。ようやく文書館閲覧室において史料公開ができる用意が調ったので、これらについて簡潔に紹介したい。

1 「板東俘虜收容所沿革史」

この「沿革史」によれば、板東俘虜收容所は、第一次世界大戦期、板東町（現鳴門市大麻町）に置かれた。ドイツの租借地であった青島で捕虜となったドイツ兵四、七―五名のうち、一、〇四三名を收容した。



一九一四年（大正三）十一月徳島俘虜收容所が置かれたが、手狭であったこともあり、一九一七年（大正六）四月六日、板東町にあった陸軍用地に收容所を移した。その総面積は一、九、一八九坪、周囲には一―丁三五間の二重の鉄条網を設け、その柵内にバラック構造の約三〇棟の建物があった。板東俘虜收容所開所と同時に、徳島俘虜收容所にあった警備警察官出張所も正門前に移転して、三〇名の定員で二十四時間警備の任に当たっていた。

このほか、收容所員、憲兵隊、衛兵分遣隊など收容所警備の勤務に関する記述がある。一方、俘虜による農業（西洋野菜等）、大麻神社境内の架橋工事、製材業、ウイスキー製造業、養豚・養鶏業への従事など、俘虜の生活の様子が記されている。

2 「大正六年 雑書編冊甲」



板東俘虜收容所が設置された一九一七年（大正六）四月から書きはじめられた、警備警察官出張所詰めの警察官から、管轄していた板西警察署長寺岡彦太郎宛に提出された報告書綴りである。十二月末まで二七三号までの報告書が編冊されている。日々の面会や、宣教師などによる慰問、俘虜の病院や他の收容所への移送、さらに所員の出張や、軍による監査、出入りの商人など收容所を出入りする人々の記録が中心である。内容の記述から元々は「乙号」の編冊も存在したようである。

五月十一日には、大麻比古神社境内から西側へ收容中の俘虜を役使して橋を架けることを求めて、三人の板東町民有志が所長に掛け合いに来たことを記述している。板東町は特に夏の間時々出水があり、隣村の柵から板東へ通う小学生が休まざるを得なかった。板東町で百五十円の町費負担を決めたが、工事を施工する人手を求めての行動である。その後八月二十九日の記述によれば、寄付金も集まり用材の手配も済み着手の予定とあり、さらに翌七年の「雑書

編冊」五月二十八日には橋が落成したとともに大麻比古神社境内の公園を整備中との記述もある。

3 「大正七年 雑書編冊 甲」

一九一八年（大正七）の一月はじめから十二月末にいたる一年間の報告書綴りである。收容所に入りの人々のほか、所内で起こったさまざまな事件についての記述も多い。

この年の十一月十一日、第一次世界大戦は休戦条約が結ばれ終結する。この事が俘虜に知らされたときの様子を、十一月十五日に「俘虜感想に関する件報告」として記述している。「今回休戦条約成立し平和の期も近きありとて喜悅満面祝意を表し居るも、ドイツの全敗を遺憾として頗る沈滞せるものある模様なり。何れも平和の遠からんことを熱望しおる模様にして、連邦国民の集団なるも感情的何ら動揺の兆しこれ無く至って静穩にこれ有り候」と書き、ドイツ軍俘虜の人々が、休戦を冷静に受け止めている様子を報告している。当時の具体的な様子を知ることができる貴重な史料である。



（課長補佐 金原 祐樹）

文書館の逸品資料

県の鳥「しらさぎ」

県民に広く親しまれている県の鳥「しらさぎ」は、昭和四十年十月一日の指定から今年で五十三年目を迎える。

昭和四十年年度鳥獣保護関係綴（保護区休猟区設定）によれば、指定の目的は「鳥獣保護事業啓蒙の一環として県民の鳥を指定し、野鳥の保護増殖と愛鳥思想の普及向上を図る」こと、選定基準は「地方的に特色のあるもの、県民に広く周知されている野鳥であって見る機会が多いもの、一般に親しまれやすい野鳥であること」であり、候補鳥として専門の学識者に依頼して「しらさぎ」など五種類を選出し、参考資料とするため関係者（小中高等学校生物担当教員など）を対象にアンケートを実施した。アンケートでは「しらさぎ」は二位であったが、「徳島県鳥獣審議会」で審議し、県の鳥に決定している。



(安部 哲次) 昭和40年度鳥獣保護関係綴 (保護区休猟区設定)

文書館の映像資料

文書館には、古文書だけでなく古写真も一万三千点程、収集保存されている。



右は、昭和初期の旧古庄駅前広場の写真である。羽ノ浦町古庄（現・阿南市）を起点として創設された、阿南自動車協会の車がずらりと並ぶ。当時の古庄は、那賀川上流（那賀奥）からの木材集散地で、宿屋・料理屋・カフェ・映画館等が建ち並び、随分と賑わっていた。しかし、昭和三十年代になって古庄駅は廃止され、その役目を失った駅前広場だけが今も残っている。文書館では、徳島県内の街並みや出来事が読み取れる写真・映像等を探している。貴家に眠る資料を「断捨離」してしまう前に、ぜひ貴重な郷土データとして活用させてもらいたい。

(吉村 松寿)

移り行く徳島の自然

次世代に引き継ぐ歴史資料が、より充実したものであつてほしいと願っている。(岩崎 麻美)

徳島県は地理的・気象的に環境の変化に富み、動植物の種類の豊富さ、稀少さは日本でも屈指の県である。稀少動物ではニホンヤマネ、シコクヒミズモグラ。



タヌキノシヨクダイ (提供 徳島県立博物館)

植物ではタヌキノシヨクダイ、ワジギク。特にナカガワノギクは徳島県の固有種で、世界でも徳島でしか自生しない珍しい野生菊である。発行から五十五年後の現在、それらの多くは天然記念物や絶滅危惧種に指定され保護されている。しかしながら、鳴門の根上り松は平成十一年に関係者の努力もむなしく枯死している。自然豊かなこの美しい徳島の国土を、そのまま残しておこうという一人ひとりの取組によって、自然との共生が一段と進むことに期待したい。

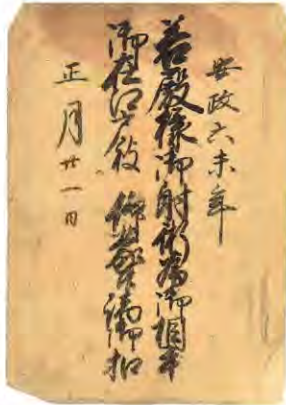
安政六年正月廿一日
若殿様御射術為御相手
御在江戸被 仰蒙候諸御控

武藤家は禄高五百石（後に四百石）、蜂須賀家中老格の重臣である。十一代当主武藤左膳宣芳は、代々藩の射術師範（徳島藩職制）を務める有岡林八郎より、日置流竹林派弓術免許状を授かっている。

この史料は、宣芳が若殿様（十四代徳島藩主・蜂須賀茂韶）の射術お相手を、家老である池田登・蜂須賀兵部らに命じられ、徳島を発ち江戸上屋敷へ至る「道中記」である。

安政六年（一八五九）三月二十七日未刻（午後二時頃）、徳島沖洲から関船で海を渡り、大坂道（京街道）を経て東海道を通り、上屋敷に到着するまでの約二十日間を記す。

石清水八幡宮・清水寺参詣の様子や、宿駅での荷物輸送・書状継送・人馬継立等の様子が詳細に書かれている。また、風雨により海が激しく荒れ、滞船を余儀なくされるくだりは、『土佐日記』を彷彿とさせる興味深い史料である。



(大塚 智子)

はじめまして。

職員紹介

嵐 大二郎

新赴任のごあいさつ

平成二十九年度の定期異動により当館へ赴任して参りました。広報と古文書を担当しております。高等学校の日本史教員として採用されて十年目を迎える節目の年に、新たな挑戦の場を与えていただきました。

以前、私は当館主催の「古文書講座」や、「教員のための文書館活用講座」に参加した経験があります。それは、学生時代の古文書読解力を取り戻すため、そして何より、徳島の歴史に疎いことを恥じていたためです。思えば、教員採用試験に合格



した際、今は亡き父から「歴史を扱う者として、自身の歴史観を養うための研鑽も積みなさい。」と助言を受けました。しかし、公私ともにいくつかの生活の変化を迎える中で時間を確保できずにいました。父は、期待に応えない私のことを情けなく

思っていたかもしれせん。そういった意味でも、この度の異動は大きなターニングポイントです。「歴史観」と呼べるものが私に備わるかは甚だ疑問ですが、当館の業務を通して、父との約束でもある「歴史の研鑽」を果たしていく決意です。

アーカイブズ・カレッジ (短期コース)に参加して

日本語で「記録資料群」とも訳される「アーカイブズ」。それらを保存・管理・公開する職業を「アーキビスト」と呼びます。すなわち、私は「ティーチャー」から

「アーキビスト」に転身したと言えます。しかし、実際には全くの手探り状態。そこで、十一月に京都で開催された、国文学研究資料館主催の「アーカイブズ・カレッジ(短期コース)」に参加させていただきました。保存・管理・公開等に関する知識や実務について深く学ぶ研修の場です。期間は

一週間。全国から五十八名が参加しました。私と同じように公立の文書館(公文書館)に勤務する方だけでなく、企業や宗教学者の中で記録資料の管理をされている方や、大学院生など様々な経歴の方が参加されていました。

強く印象に残ったのは理論面です。公文書は「民主主義の根幹を支える国民共有の知的財産」であり、「主権者である国民が主体的に利用し得るもの」と定義されます。また、「業務が公正におこなわれたという正当性を担保するもの」であり、そのため「作成者は文書作成段階において、すでにその責任と自覚をもたなければならぬ」との指摘もありました。公文書に対する認識が大きく

変わると同時に、これから携わっていく職務の重さを強く感じました。

これからに向けて

当館収蔵資料は、活用していただいでこそ価値が生まれます。しかし、残念ながら「文化の森にはよく行くが、文書館にだけは行ったことがない」という言葉をよく耳にします。より親しみやすい文書館を目指すため、広報担当として、県内外の多くの方々へ向けて、様々な形で館の取組を発信して参ります。勝手知ったる教育現場との連携もさらに強化し、先生方や小中高生にも積極活用していただけるよう尽力して参ります。何とぞよろしくお願いいたします。

(主任主事)



古文書から「三通の質物証文」

現在、整理している坂東家文書（徳島市川内町宮島）の中に、「備中玉島讃岐屋安左衛門殿証文巻通入」と表書きされた包紙がある。ここには一通ではなく、三通の質物証文があり、そのどれも、海手太郎兵衛株屋敷拾壹歩を銀四拾貫目（約五千万円）で質入れする内容である。この三通は天明五年（一七八五）の十一月・十二月に出されている。

まず、十月の質物証文から見てみよう。

- 質物証文之事
- 海手太郎兵衛株
- 一屋鋪拾壹 高四升四合
- 建物不残
- 取質凡四拾貫目
- 右者借用銀五拾貳貫八百目、来午与里寅年迄九ヶ年賦、尤元利共六貫九百廿六匁六歩六厘、毎年十二月二無滞相渡可申候、為其質屋名前与蔵と相改、御役人衆中江茂以御聞届之上、質物差上申候、萬一致不足候ハ、右質物相渡可申候間、御勝手次第御作配可被下

候、其時一言御改申者無御座無候、為後證之仍而如件

讃岐屋 安左衛門印
天明五年巳十月日 播磨屋 与蔵 印

坂東周八殿
右之証文古証文参次第、村御役人印形ヲ取、本証文相認メ引替相渡可申候、以上



この証文の裏書にもあるように、村御役人の裏書がすわった本証文が十一月に出される。

質物証文之事 (中略)

萬一少シニ而も不足仕候ハ、取質ハ不及申家屋敷共相渡可申候、御勝手次第御作廻可被成候、其時一言御改申間敷候、為後證之仍而如件

備中玉島赤崎村 讃岐屋 安左衛門印
天明五年巳拾一月 同所證人播磨屋与蔵印 町年寄 藤太夫 印

阿州宮嶋浦 坂東周八殿

(裏書) 表書之通相違無之候、以上 庄屋 太兵衛印

この三通の質物証文は、基本的に同じである。そして、十二月に添証文として三通目が出る。

別証文之事

一天明五年十二月本証文仕通、午年寅年迄九ヶ年賦相払可申候、萬一不足仕候ハ、田畑屋敷売払、每歳相払可申候、萬一少々ニ而も不足仕候ハ、證人々相弁、無相違相立可申候、為後日之、仍而添証文如件

備中玉島讃岐屋 借主 安左衛門印
天明五年巳十二月日 同所播磨屋 證人 与蔵 印

坂東周八殿

この三通目で、「萬一不足仕候ハ」の対応が、それまでの不動産の差し押さえから、銀納になつている。これでは、「質物証文」でなくなるのではないか。ここに、阿州の人が備中(岡山県西部)の土地を保持することへの問題が、どこから出されたのではないかとと思われるがどうであろう。(主任専門員 宮本 和宏)

コラム

文書館の 展示解説

文書館の所蔵する資料は基本的に文字資料が中心である。展示の際には、写真や絵図などを利用して少しでも解りやすい展示を目指しているが、展示を見ていただく際にはどうしても説明のパネルを含めて文字ばかりとなり、わかりにくいという声を聞くことがある。また、展示している文書資料は深い内容を持つことが多く、説明パネルだけでは伝わりきらないことも多い。こうした、文書館の展示を少しでも多くの人に解ってもらうため、当館では約三ヶ月の展示期間中、二回の展示解説を実施している。その形は、展示を担当した職員二〜三名が約一時間講座室にて担当か所についての報告を行い、その後約三十分展示室において展示品を見ながらの解説を行うものとなっている。



展示解説の風景

この展示解説の実施については、基本的に日曜日に開催しているが、現時点では参加者の数を読むことも難しく、どのように行うことが効果的なのか試行錯誤の中にある。当館では、ひとつの展示を組み立てるために、職員ごとに担当を決めて当たるが、展示スペースが小さいこともあり、多くの資料に当たりながら、結局展示の中で伝えられることは最低限になることも多い。そのため、数少ない報告の機会である展示解説ではあれもこれもと情報を詰め込みすぎること否めない。解説をする側がそれを十分咀嚼して伝えられればよいのだが、来ていただく方にはどうしても情報過多になっているのではないのか。

一方で、当館の展示解説を楽しみにしていただいている方もある。また、展示解説を聞いて、この展示の意味が初めて解ったという話をいただくこともある。やはりこうした展示解説を実施する意味はあるのだ。それではどのようにしてももう少し多くの方に来ていただき、気軽に楽しんでもらえるようにできるのか。時間を短くする代わりに回数を増やす、質問や意見を聞く機会を増やすなど、工夫の余地はまだまだあるように思える。文書館の持つ資料をより深く知ってもらう機会となるこの行事をさらに育てていきたい。

(課長補佐 金原 祐樹)

とが効果的なのか試行錯誤の中にある。当館では、ひとつの展示を組み立てるために、職員ごとに担当を決めて当たるが、展示スペースが小さいこともあり、多くの資料に当たりながら、結局展示の中で伝えられることは最低限になることも多い。そのため、数少ない報告の機会である展示解説ではあれもこれもと情報を詰め込みすぎること否めない。解説をする側がそれを十分咀嚼して伝えられればよいのだが、来ていただく方にはどうしても情報過多になっているのではないのか。

一方で、当館の展示解説を楽しみにしていただいている方もある。また、展示解説を聞いて、この展示の意味が初めて解ったという話をいただくこともある。やはりこうした展示解説を実施する意味はあるのだ。それではどのようにしてももう少し多くの方に来ていただき、気軽に楽しんでもらえるようにできるのか。時間を短くする代わりに回数を増やす、質問や意見を聞く機会を増やすなど、工夫の余地はまだまだあるように思える。文書館の持つ資料をより深く知ってもらう機会となるこの行事をさらに育てていきたい。

(課長補佐 金原 祐樹)

◎文書館の利用案内◎

利用方法

- 閲覧室の検索用端末機で必要な資料を検索し、閲覧票に必要事項を記入して、受付に提出してください。
- 閲覧室の書架に配置された図書・行政資料等は、自由に閲覧できます。
- 資料の複写や出版物等への掲載は、受付へ申し込んで所定の手続きをしてください。
- 複写サービスは実費をいただきます。
- 資料の館外貸し出しは行いません。

開館時間

○午前九時三〇分〜午後五時

休館日

- 毎週月曜日（祝日の場合は翌日）
- 毎月第三木曜日
- 年末年始
- ※資料整理・燻蒸のため必要に応じて臨時休館することがあります。

交通のご案内

◇JR徳島駅から

徳島市営バス 文化の森行き直通バス利用

文化の森バス停下車

徳島市営バス・徳島バス利用

園瀬橋バス停下車

徒歩約一〇分

◇JR文化の森駅から

徒歩約三五分

徳島市営バス利用

文化の森バス停下車



ホームページアドレス <http://www.archiv.tokushima-ec.ed.jp>

文書館だより 第39号

平成三十年三月二十八日発行

編集兼発行 徳島県立文書館

〒七七〇一八〇七〇 徳島市八万町向寺山

文化の森総合公園内 電話〇八八六六八三七〇〇

星印刷株式会社